

平成27年10月16日

弁護士 郷原 信郎 殿  
弁護士 清水 真 殿

## 質問書

維新の党 幹事長  
今井雅人

大阪維新の会は、松野代表、小職をはじめ現在の維新の党の執行部を「代表の任期切れにより不存在」とし、「最高議決機関」たる「臨時党大会」を開催（10月24日予定）して新代表を選出するとともに、維新の党の「分党」（あるいは「解党」）を決議するとしています。これに関し、以下の3点の質問にお答えください。

（現執行部の正統性について）

1. 維新の党は、平成27年5月17日の江田前代表の辞任をうけ、平成27年5月19日、執行役員会が維新の党代表選出臨時規程を定めて代表選出を両院議員総会によることとし、両院議員総会は松野氏を代表として選出しました。この松野氏を選出した際、その任期は平成27年9月末日までと定められました。

その後、執行役員会は、平成27年8月4日、代表選挙規則を決定するとともに、代表の任期満了選挙を平成27年10月1日に告示し、平成27年11月1日に新代表を決定することを承認しました。

国会の会期が大幅に延長されたことや、一般黨員まで一人一票をもつ日本初のネット投票という新しい選挙制度の下で一般黨員の獲得期間を確保する必要があることから行われたものです。

また、執行役員会は、上記の任期満了選挙の日程の承認に伴い、松野代表の任期を新代表の決定まで延長することを決定しました。

以上のように、松野代表及び現執行部は、党の規約に基づき適正な手続きを経て選出されたものであり、当然、正統性を有し「現に存する」と考えますが、あらためて松野代表及び現執行部の正統性について、ご見解をお聞かせください。

（「臨時党大会」の不成立について）

2. 東徹参議院議員は、党の特別黨員に対し、「臨時党大会」を開催するとの文書を送付しました。東議員は、上記の文書を送付する際、「維新の党党大会実行委員会委員長」なる肩書を用いており、同文書には「平成二十七年十月一日以降、代表の任期切れにともない、代表及び執行役員会が存在しない状態となっており、早急に代表を選出する必要があります。」「特別黨員の過半数から党大会招集事務及び大会運営事務に関する

る権限の委任を受けた東参議院議員が、今般党大会の招集事務及び運営事務を取り扱うこととし、左記の通り臨時党大会を開催致します。」などと記載されています。

なお、東議員は、平成27年10月14日に除名処分とされており、現在は党員ではありません。

東議員らが平成27年10月24日に開催を強行しようとしている「臨時党大会」なるものは、党の規約が「党大会は、執行役員会の承認に基づき、代表が招集する」(第6条第3項)と規定している以上、「執行役員会の承認」と招集権限者たる「代表の招集」という要件を欠き、仮に開催しても「不成立」あるいは「無効」と考えますが、いかがでしょうか。

また、「執行部の不存在」を訴える大阪維新の会の国会議員や地方議員が、これまで、その執行役員会に名を連ね、実際に出席し、議事や議決に参加(代表任期切れと主張する平成27年10月6日の執行役員会にも出席)するのみならず、代表選挙の延期や松野代表の任期延長を提案し、これに賛成してきた実態は、松野代表及び現執行部の正統性について「明示の承認(許諾)」があったと考えられ、今更これと異なる主張をして自ら「臨時党大会」を開催しようとすることは、「禁反言の原則」に反するのではないのでしょうか。

(犯罪行為の成立可能性について)

3. 東参議院議員らが開催しようとしている「不成立」あるいは「無効」な「臨時党大会」の決定に基づく各種届出行為は、何らかの犯罪を形成するのではないかと考えます。下記の各届出について、それぞれご見解をお聞かせください。

- ①総務省(選管)への党の代表変更届
- ②総務省(選管)への党の解散届
- ③法務省(法務局)への党の代表変更登記

また、政党助成金口座(預金通帳)は現在、大阪の党本部事務局が物理的に管理していますが、支出権限者に無断で政党助成金を費消した場合に犯罪に該当する可能性についてもお答えください。

以上